

平成15年第5回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成15年11月27日(木曜日)

議事日程 第1号

平成15年11月27日(木曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 報告第 13号 専決処分の報告について  
(損害賠償の額を定めることについて)
- 第 7 報告第 14号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成15年度藤岡市一般会計補正予算第2号)
- 第 8 議案第 81号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 82号 藤岡市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第 83号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について  
議案第 84号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について
- 第10 議案第 85号 藤岡市税条例の全部改正について  
議案第 86号 藤岡市税条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第11 議案第 87号 藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第 88号 藤岡市火葬場条例の一部改正について
- 第13 議案第 89号 藤岡市保育所条例の一部改正について
- 第14 議案第 90号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第 91号 藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第 92号 藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第17 議案第 93号 藤岡市敬老祝金条例の制定について
- 第18 議案第 94号 工事委託契約締結の議決事項の変更について  
(藤岡市公共下水道事業新立石樋管新設工事)
- 第19 議案第 95号 市道路線の廃止について  
議案第 96号 市道路線の認定について
- 第20 議案第 97号 平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)

- 第21 議案第 98号 平成15年度藤岡市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第 99号 平成15年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第23 議案第100号 平成15年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 第24 議案第101号 平成15年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第25 議案第102号 平成15年度藤岡市簡易水道事業等特別会計補正予算(第1号)
- 第26 議案第103号 平成15年度藤岡市水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

|     |          |     |          |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番  | 安田 肇 君   | 2番  | 橋本 新一 君  |
| 3番  | 串田 武 君   | 4番  | 湯井 廣志 君  |
| 5番  | 斉藤 千枝子 君 | 6番  | 三好 徹明 君  |
| 7番  | 反町 清 君   | 8番  | 佐藤 淳 君   |
| 9番  | 茂木 光雄 君  | 10番 | 松本 啓太郎 君 |
| 11番 | 片山 喜博 君  | 12番 | 冬木 一俊 君  |
| 14番 | 神田 省明 君  | 15番 | 木村 喜徳 君  |
| 16番 | 針谷 賢一 君  | 17番 | 青柳 正敏 君  |
| 18番 | 坂本 忠幸 君  | 19番 | 塩原 吉三 君  |
| 20番 | 清水 保三 君  | 21番 | 隅田川 徳一 君 |
| 22番 | 大戸 敏子 君  | 23番 | 吉田 達哉 君  |
| 24番 | 久保 信夫 君  |     |          |

欠席議員 なし

説明のため出席した者

|         |         |         |          |
|---------|---------|---------|----------|
| 市長      | 新井 利明 君 | 助 役     | 関口 敏 君   |
| 収入 役    | 堀越 清 君  | 教 育 長   | 岡田 要 君   |
| 企 画 部 長 | 中易 昌司 君 | 総 務 部 長 | 齋藤 稔一 君  |
| 市民環境部長  | 塚越 正夫 君 | 健康福祉部長  | 宇留間 修次 君 |
| 経 済 部 長 | 荻野 廣男 君 | 都市建設部長  | 須川 良一 君  |
| 上下水道部長  | 堀口 寿 君  | 教 育 部 長 | 金井 秀樹 君  |
| 監 査 委 員 |         |         |          |
|         | 水越 清 君  |         |          |
| 事 務 局 長 |         |         |          |

議会事務局職員出席者

|         |       |         |      |
|---------|-------|---------|------|
| 事 務 局 長 | 青柳 孝之 | 参事兼議事課長 | 田島 均 |
| 課長補佐兼   |       |         |      |
|         | 宮澤 正浩 |         |      |
| 議 事 係 長 |       |         |      |

## 開 会 の あ い さ つ

議 長(松本啓太郎君) おはようございます。議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成15年第5回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年末を控え公私ともにご多忙のところ、全員のご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

今期定例会に提案されますものは、報告2件、議案23件であります。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。これから寒さも厳しき折、皆様方にはご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさついたします。

## 開 会 及 び 開 議

午前10時32分開議

議 長(松本啓太郎君) 出席議員定数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成15年第5回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

### 第1 会期の決定

議 長(松本啓太郎君) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月9日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月9日までの13日間と決定いたしました。

### 第2 会議録署名議員の指名

議 長(松本啓太郎君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番片山喜博君、12番冬木一俊君、14番神田省明君を指名いたします。

### 第3 市長発言

議 長(松本啓太郎君) 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 平成15年第5回藤岡市議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましてはご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

現在、国におきましては、衆議院選挙後の特別国会が開催され、年金制度改革をはじめ、地方分権の三位一体改革等の実現へ向けて本格的な審議が行われております。特に平成16年度には1兆円に上る補助金の削減が盛り込まれ、税源移譲による交付税改革も現実味を帯びてまいりました。そうした中で、今、県内各地域で法定期限内の市町村合併を目指し活動が活発に行われております。本市におきましても、10月1日に合併推進室を設置し、合併に向けて作業を進めているところであります。藤岡市にとって、また6万4,000市民にとりまして最善の方向を目指して今後も議会の皆さんと十分協議しながら進めてまいりたい、こう考えております。市町村を取り巻く環境は、低迷する経済状況や著しい少子・高齢化の現状から今後も大変厳しい財政運営が見込まれるものと思います。今後もより一層の行財政改革を推進するとともに、今、藤岡市が直面している諸課題に対し、また将来のまちづくりを見据えた政策のために積極的に取り組んでまいる所存であります。今後とも議員各位の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本議会に提案申し上げましたのは、報告2件、議案23件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願い申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

#### 第4 議会運営委員会経過報告

議長(松本啓太郎君) 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

(議会運営委員会委員長 反町 清君登壇)

議会運営委員会委員長(反町 清君) ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により11月25日と本日議会開議前に委員会を開催し、本日招集となりました平成15年第5回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、報告2件、議案23件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、報告第13号については単独上程、報告のみとし、日程第7、報告第14号、日程第8、議案第81号、日程第11、議案第

87号から日程第16、議案第92号、日程第18、議案第94号、日程第21、議案第98号から日程第26、議案第103号までの15件につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第20、議案第97号につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。なお、議案第97号については修正の動議が提出されておりますので、並行して審議願います。日程第9、議案第82号、議案第83号、議案第84号、日程第10、議案第85号、議案第86号、日程第19、議案第95号、議案第96号については一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第17、議案第93号については質疑の後、教務厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、12月4日、議事日程（第2号）一般質問は11名の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から12月9日までの13日間とすることに決定しました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案の付託までを行い、11月28日から12月3日まで休会とし、この間において常任委員会を開催し、付託議案の審査を願います。12月4日と12月5日は本会議を開き一般質問を行い、12月6日から12月8日まで休会、12月9日に本会議を開いて付託議案に対する委員長報告を願ひ、質疑、討論、採決をして、今定例会を閉会することに決定いたしました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。12月1日、教務厚生常任委員会を午前10時から第2委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（松本啓太郎君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

## 第5 諸報告

議長（松本啓太郎君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 諸報告を申し上げます。

初めに、監査委員より平成15年度8月、9月、10月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されております。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、今期定例会に提出されるものは、報告2件、議案23件でございます。

次に、前期定例会市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

#### 第6 報告第13号 専決処分の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

議長(松本啓太郎君) 日程第6、報告第13号専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 大変申しわけありませんが、まず訂正をお願いいたします。2ページにあります専決処分の事件の概要におきまして、福祉会館の場所を藤岡市藤岡87番地と記載しておりますが、藤岡市中栗須87番地に訂正していただきたいと思っております。

それでは、報告第13号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。本件は地方自治法第96条第12項第13号の規定による損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定により、議会において特に指定された事項として専決処分をしたことにつきまして、同法第180条第2項の規定に基づきましてご報告するものでございます。

平成15年7月1日未明、福祉会館に何者かが侵入し、女性児童課のパソコン1台が盗難に遭いました。このパソコンにつきましては、あおぞら情報システム株式会社と藤岡市との間で児童扶養手当システム電算処理業務委託契約によりまして使用しているものでございます。この業務に使用しているパソコンにつきましては、あおぞらにおいて申請内容、入力作業、各種帳票作成等を入力し、申請者、受給者への対応するシステムソフト等が入力されておりましたパソコンでございます。よりまして、盗難に伴いましてあおぞら情報システムに与えた損害につきまして協議をしましてまいりました結果、損害賠償額につきまして32万7000円で合意いたしましたので、ご報告申し上げる次第でございます。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番(湯井廣志君) この件につきまして私は第4回の定例会の一般質問で行わせていただきましたが、財務規則の第188条の規定に基づきますと、物品を失ったときは直ちに事故の届出書を提出して、賠償審査委員会を開いて審査することになっていたと思っております。その

決定が公費による損害の賠償を支払うというふうに決定されたようでございますが、泥棒が入ったのだから盗まれても仕方がないということではなくて、あなた方は公共物品を適切に保管するという義務が課せられております。管理をしっかりしていたのか疑問に思っております。盗まれたから公費で支払えばいいという問題ではないと思っております。そこで、この補償についてどのような過程で決定したのか、お尋ねいたします。また、今後公共物品をどのような保管に心がけるのか、その点をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

議 長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） ご質問にお答えさせていただきます。

今回パソコンの盗難に遭いまして、それらの関係につきましては、まずパソコンについて77項目にわたったソフトが入っているパソコンでございました。そういう中におきまして、借りておりますあおぞら情報システム株式会社とその損害賠償について協議を重ねておりました。当然あおぞら情報システムとの間におきまして合意するに当たりましてどのくらいの金額という形がまずあるわけです。それらにつきましてはあおぞら情報システムと話し合いを重ねてまいりました。当然ソフトそのものが77項目に対応するシステムでございますので金額がかなり高額であるという、パソコン+ソフト部分という形の中で話し合いを進める中におきまして、今回ご報告させていただきました32万7000円という形で合意を得た次第でございます。

また、今後のパソコン管理という形の中で、今現在、当然機械警備システムという形で警備がされているわけですが、そのほか当然パソコンについても現在ほとんどのパソコンにつきましてはノートパソコンではなく、机上のデスクトップ型のパソコンになっています。ただ、今回のシステムにつきましては全県下的なシステムでございまして、それらにつきましては今回と同じようなノートパソコンという形でございますので、今、ロッカーに入れて保管するという形の中で、それらについては慎重にパソコン管理をしているところでございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議 長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 説明でいきますと、職員の責任はすべてないということで解釈いたしますけれども、先ほどもソフトがなくなって32万7000円ということで、かなりパソコン代にしては高いと思われませんが、ソフトというのは予備があると思いますので、恐らくこのような高額な額にはならないのかと思いますけれども、32万7000円というのは、何が幾らでソフトが幾らだというのをちょっとお聞きいたします。

議 長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。



健康福祉部長（宇留間修次君） 損害賠償についてのお答えをさせていただきます。

内容につきましては、総額におきまして53万4,500円という形になっております。そのうちまずハード面におきましては、30万8,000円という形のパソコン代金となっております。そのほかソフトといたしまして10万6,500円、そのほかこれらに設定または動作とか等がございまして、それに8万1,910円という形の中で、総額で53万4,500円の損害が出たという形になっております。それで、この損害賠償につきまして協議を重ねたことにつきましては、市といたしまして借りておりますノートパソコンを管理していて、それが盗難に遭ったということで、貸していたところの業者につきましては、当然過失民法上におきましても過失はないということで、本来でしたら100%の損料をという形になりますが、一応事情が事情という中で、業者との話し合いで6・4という形で60%を市の方で持ってもらいたいという形の中で協議を重ねた結果、今回の金額になったものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） 報告第13号専決処分の報告について質疑をさせていただきますが、7月1日に何者かによる事件が起きたということで、損害賠償額が今回32万700円というものがのってきているわけですが、事件を受けまして夜間の車両進入禁止、また先ほど部長の方で答弁の中にありましたように機械防犯警備というものがございました。機械防犯警備についてもう少し具体的に教えていただけたらと思うのですけれども、よろしくをお願いします。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

（企画部長 中易昌司君登壇）

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

敷地内の建物が本庁舎、東庁舎、中庁舎等全部で6つございます。このすべてに機器警備委託を実施いたしました。それと人的警備の二本立てでこれから警備委託を実施していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

- 1 2 番（冬木一俊君） ただいま機器警備委託をしたということなのですが、どこに委託をされたのか、教えていただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 企画部長。

企画部長（中易昌司君） お答えをいたします。

上信越セコムでございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第13号について報告を終わります。

#### 第7 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて

（平成15年度藤岡市一般会計補正予算第2号）

議長（松本啓太郎君） 日程第7、報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成15年度藤岡市一般会計補正予算第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 報告第14号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第2号）は、衆議院の解散により11月9日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について所要の予算措置が必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ2,869万8,000円を追加し、188億7,203万2,000円とするものであります。

次に、事項別明細について歳出からご説明申し上げます。第2款総務費、第4項選挙費、第9目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費で2,858万8,000円、第10目衆議院議員総選挙啓発推進費で11万円をそれぞれ追加するものであります。

次に、歳入であります。第12款県支出金の選挙費委託金で2,869万8,000円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第14号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、報告第14号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。報告第14号専決処分の承認を求めることについて(平成15年度藤岡市一般会計補正予算第2号)本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、報告第14号は原案のとおり承認されました。

#### 第8 議案第81号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第8、議案第81号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 齋藤稔一君登壇)

総務部長(齋藤稔一君) 議案第81号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、平成15年度の国家公務員の給与について、去る8月8日に内閣と国会に対して、昨年に引き続き基本給の引き下げ改定と5年連続となる期末勤勉手当の0.25月削減等を主な内容とする人事院勧告を行いました。国においては、勧告に基づき国家公務員の給与法の改正が行われております。これを受け国及び県に準じて改正を行うため、ここに改正をお願いするものであります。

主な改正内容につきましては、基本給の引き下げに伴う給料表の改定並びに期末手当の支給率を0.25月引き下げ、年間の支給率を4.40月とし、期末手当の支給率についてその支給割合を改正すること、また本年4月からの年間給与について民間給与と均衡が

図られるよう、12月期の期末手当の額について所要の調整措置を行うものであります。また、藤岡市職員の給与に関する条例の改正に伴い期末手当の改正について関連する条例の改正をあわせて行うものであります。施行日につきましては、給与改定、期末手当の率の削減等の関係につきましては平成15年12月1日からとし、期末手当の支給率の割合等に関する改正につきましては平成16年4月1日からお願いするものであります。

以上、簡単であります。提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

- 4番（湯井廣志君） 先ほどの説明で国の人事院勧告、また官民格差是正のための減額には異論はございません。しかし、4月より支給されている給料を11月までにさかのぼって8カ月分1.07%減額、また6月の手当より1.07%減額して12月の期末手当で減額するというような説明でございます。これは今まさに群馬県職及び全国でも訴訟の起きている問題でございます。この措置でございますが、実質的には職員の不利益遡及であって、確定した判例法理となっている不利益遡及の原則に反するばかりか、賃金全額払いの原則にも反しております。今年1月以降の減額は議会でも可決されておりますが、4月から11月までの減額は既に支払われた賃金でございます。労働者の同意がないまま議会にかけ可決されれば、過去にさかのぼって減額する。この手法が固定化されれば、公務員の賃金は常に仮払いの状況になります。賃金のほとんどを使えなくなり、職員的生活そのものを根底から揺るがす人権侵害であり、公共の福祉の名において到底容認されるべきものではないと存じます。また、6月の賞与もさかのぼって1.07%減額ということですが、賞与とは定期または臨時に原則として労働者の勤務成績に応じて支給されるものであって、その支給額があらかじめ確定されていないものを言います。当市のように定期的に支給され、かつその支給額が確定されているものは、これを賞与とみなさないと規定されております。当市におきます手当は、賞与ではなく賃金と同一のものと判断されます。6月の手当また12月の期末手当で0.25カット、また1.07の倍率で減額調整するのは、地方公務員法第25条2項の賃金全額払いの原則に反していると思っておりますが、これについての見解をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 議員の質問にお答えをさせていただきます。

現在、群馬県職員組合、職労ですか、これが議員おっしゃるような形で法廷闘争にこの

関係について持ち込んでいるということについては承知をしております。その主な内容が9点ほどございますが、これもただいま議員がおっしゃったような内容であります。これに対しまして、国においては今回の減額調整措置が不利益遡及であるかどうかについてという中で判断をしてございます。法施行日以降の給与、具体的には期末手当の額の調整を行うことで不利益遡及に当たらない。それから、その調整は官民の年間給与、これは月例給の話ですけれども、この均衡の観点、そうしたものから情勢適用の原則から行うもので合理性がある、こういうような見解が示されております。ご案内のとおり、人事院の勧告というものにつきましては、官民給与の正確な比較により公民給与の適正な水準を確保することを目的としておりますが、民間の給与水準が上がる場合、また下がる場合も同様な考え方であります。そのため本年の人事院勧告も給与水準の官民格差の大きさを考慮しまして手当等の額の改正のほか、4月からの官民格差相当分を調整するということになっております。

市におきましても、給与改定については遡及することなく施行日から実施いたしますが、格差の調整につきましては、国の見解と同様に遡及ではなく、4月から改正実施日前日までの期間にかかわる官民格差解消のための所要の措置と考えておりますので、国に準じて実施をいたします。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 人事院の話し合いのとりの答弁ということなので、私の方もあえて言わせていただきますけれども、地方公務員法第25条2項給与全額払いの原則というものがございまして。これについてもう一度答弁していただきたい。それと、賞与の関係、賞与は先ほど申したように定期または臨時を原則として労働者の勤務成績に応じて支給されるものであって、初めから確定されていないものは賞与とは申しません。それで、賞与も賃金と同一のものと解釈しております。その点もカットするというのもう一度答弁をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 総務部長。

総務部長（齋藤稔一君） いろいろ職員のご理解いただく中でご発言いただくことについては大変ありがたいと思っております。しかしながら、当然のことながら現在、県の職労をはじめ幾つかの団体から法廷闘争に持ち込まれたということでもありますので、やがてそうした見解については結論が出ると承知をしております。しかしながら、現時点においては国の法律、指導等に従い、それを遵守しながら執行するのが我々の責務であると思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 全体的な話の中ではわかっているのですが、この地方公務員法第25条2項の給与全額払い、また賞与について藤岡市でどのように思っているのか、その点をお伺いして最後といたします。

議 長（松本啓太郎君） 総務部長。

総務部長（齋藤稔一君） 当市の考え方は、先ほど申し上げましたとおり、国の考え方に従うということであります。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第81号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第81号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立多数であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

第9 議案第82号 藤岡市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第83号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について

議案第84号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正につ

いて

議長（松本啓太郎君） 日程第9、議案第82号藤岡市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第83号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、議案第84号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 齋藤稔一君登壇）

総務部長（齋藤稔一君） 議案第82号から議案第84号まで、藤岡市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と、藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正及び藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正の3議案について関連しておりますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、平成15年度の国家公務員給与について基本給の引き下げ改定、期末勤勉手当の年間支給額の減額を主な内容とする人事院勧告を行い、国はこの勧告に基づき今国会において国家公務員の給与法の改正を行いました。これに関連して本市においても国・県に準じて今議会において職員の給与条例等の改正にあわせて特別職の期末手当について所要の改正をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、期末手当の支給率の引き下げ並びに支給割合の改正でございます。現在の期末手当の支給率を年間4.65月から職員と同様に12月分を0.25月減額し、年間4.40月に引き下げるとともに、平成16年度からは期末手当の支給率の0.25月削減分を6月期と12月期に振り分けるものでございます。施行期日につきましては、期末手当の支給率の改正に関しては平成15年12月1日からとし、支給率を振り分ける改正に関しては平成16年4月1日からお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、提案の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第82号藤岡市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則

第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第82号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第82号藤岡市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

議案第83号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第83号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されま



した。

議案第 8 4 号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 8 4 号については、会議規則第 3 6 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 4 号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 8 4 号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第 8 4 号は原案のとおり可決されました。

#### 第 1 0 議案第 8 5 号 藤岡市税条例の全部改正について

議案第 8 6 号 藤岡市税条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

議長(松本啓太郎君) 日程第 1 0、議案第 8 5 号藤岡市税条例の全部改正について、議案第 8 6 号藤岡市税条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、以上 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第 8 5 号藤岡市税条例の全部改正について、ご説明申し上げます。

藤岡市税条例は、昭和 2 9 年に条例第 4 8 号として制定され、今日まで地方税法等の改

正に伴い毎年改正をしております。税条例は、総務省が作成している準則をもとに制定されていれば地方税法等の改正に伴う税条例の改正は容易であります。本市の税条例については、本則は準則に沿ったものとなっているものの、附則にあつては異なった形態をとっているため、改正条文の把握から該当条項の検討する等、苦慮して改正に当たっております。今回全部改正の理由といたしましては、改正が容易となるよう現行の市税条例を準則に沿ったものとするともに、地方分権の推進あるいは市町村合併に向けても条例の整備が必要であることから全部改正をするものでございます。

改正の内容につきましては、項立てで構成されている附則を準則に沿った条立てに改めることにより、附則中の関連する項が条へとすべて移行いたします。この改正が主なものでございます。このほか本文中に使われている文字等の見直しにより、文言の統一を図ったこと等でございます。

以上、簡単ではありますが、藤岡市税条例の全部改正の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第86号藤岡市税条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。本条例は、藤岡市税条例の全部改正に伴い関係する条例を整理する条例でございますが、関係する条例につきましては、藤岡市都市計画税条例、群馬県営藤岡土地改良事業の費用の一部を負担する分担金徴収条例、藤岡市国民健康保険税条例及び藤岡市介護保険条例の4条例であります。

改正内容といたしましては、藤岡市税条例の全部改正により条例番号が新たに付されることから、各条例において引用されている条例番号等を改正するものでございます。なお、藤岡市都市計画条例の一部改正につきましては、固定資産税の納期と同じにするため改めるものでございます。

以上、簡単ではありますが、藤岡市税条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第85号藤岡市税条例の全部改正について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 市税条例の全部改正についてお伺いいたします。

これは先週17日の議員説明会で説明されておりますので議会で議論の余地はございませんけれども、1点だけお伺いいたします。藤岡市は財政危機宣言が発令されております。この関係で一般財源が少ない、市税の伸びがないと言われております。この改正全体を見ますと、個人市民税は標準税率を採用しております。制限税率まで引き上げることについて

てお尋ねいたします。住民負担を軽減することは結構なことでございますけれども、しかし、地域社会の費用を分担することは住民の義務でもあります。例えば個人市民税の標準税率はこうであるが、これこれこのような財政状況であるので、税率をここまで上げたいがどうかと市民に意向調査をして、理解と納得が得られるなら引き上げてよいのではないかと考えます。そこで、住民に意向調査をする考えがあるのかどうか。そして、賛成が得られるなら、税率を上げることについてどうお考えか、以上1点だけお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

制限税率に引き上げるかどうかということの中で住民の意向調査をしたらどうかということでございますが、議員もご承知のように、現在、社会情勢が非常に厳しい。当然行政の中でも厳しいわけでございますが、この税率を上げるということにつきましては今のままでしばらくは行きたいというふうに思っております。いずれにしましても、市税が非常に大きな役割を税の中で占めるわけでございますけれども、今、一番問題になっているのは滞納でございます。この辺のところをこの議会が終了後、管理職員によりまして滞納整理を12月に行うわけでございますが、こういうところに力を入れていって税収を上げていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 引き上げる考えはないということでしたけれども、それならこの収入をいかに増やすかということでのどのような考え方をしているのか、その点をお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

先ほどお話を申し上げましたけれども、市税は20億円近く滞納が今、増えております。当然税の公平性という中では滞納整理を積極的にしていきたい。そして、税収を上げていきたい。もう一つにつきましては、これから説明を申しますけれども、いろいろ使用料等を上げさせていただいて、市民には迷惑がかからないような上げ方をしていって税収を上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第85号藤岡市税条例の全部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議案第86号藤岡市税条例の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第86号藤岡市税条例の全部改正に伴う関係条例の整理

に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第87号 藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第11、議案第87号藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第87号藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

廃棄物処理法第6条の2において、市町村はその区域における一般廃棄物を生活環境の保全上、支障が生じないうちに収集運搬処分しなければならないと規定をしております。しかし、現状の問題点として各自治体の処理手数料がそれぞれ違うため、他の自治体から一般廃棄物が流入することが考えられます。特に当市は隣接する高崎市に本社がある許可業者が約3割の11社を占める上、さらに10キログラム当たり税抜き処理料は高崎市が150円に対し、当市は130円であります。このような状況下で事業系一般廃棄物が処理手数料の安価な当市へ持ち込まれることが懸念されますので、処理手数料を高崎市と同額の10キログラム当たり150円とするものであります。また、市民からの粗大ごみの収集依頼については、毎週月曜日に自宅収集へ伺っておりますが、その計量単位を10キログラムから1キログラムとし、さらに処理手数料の変更に伴い収集・運搬処理料金を1キログラム当たり26円から30円にするとともに、第11条で定める産業廃棄物の処理料金も単価見直しにあわせて10キログラム当たり260円を300円にするものであります。施行期日は平成16年4月1日からとさせていただきます。

以上、まことに簡単でございますが、提案理由といたします。慎重審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番(湯井廣志君) 産業廃棄物の処理費の金額ということで、まずごみの処理費を積算するに

は恐らく費用は幾ら、物件費は幾ら、人件費は幾らというような当然比較検討して、今の130円、260円というのが決められていたものと考えます。隣の高崎市のごみが来るから150円、300円ということで、藤岡市も同じ額にしますというのでは筋が通っておるとは思いません。高崎市もいろいろな計算をしてこの額を決定しているものと思います。当市と比べて同じ処理費用にはならないと考えます。きちんと計算すればもっと高い金額に設定しなければならないか、低くしなければならないか、そこまではわかりませんが、150円、300円というようなこの算出の根拠を明確に説明していただきます。よろしく願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長（塚越正夫君） ご質問にお答えいたします。

ごみの処理費の積算でございますが、当然処理経費が基本となって算出されておるわけでございますが、この数年、処理費が非常に高くなっております。この高くなっているというのは、当然処理費は市民の税金で賄うということで、市民にあまり負担をかけたくないということもありまして、ごみの量も可燃ごみが非常に増えてきております。そういう中で、この処理費に対する費用が6億円、7億円という金額で年間捻出されております。こういう中で、今、提案させていただきましたが、藤岡市だけではなくして高崎市が非常に高い。当然そのごみは高い方から安い方に来るといふ、許可業者も高崎市と藤岡市の両方をとっておりますので、なかなか高崎市のごみだとか、藤岡市のごみというふうに分列できないわけでございますが、そういう中で、少しでも藤岡市で処理する高崎市から流入されるごみを阻止して、藤岡市の市民の税金を少なく使いたいということで今回改正をさせていただいたわけでございます。当然その算出根拠につきましては、1トン当たり幾らかかるのだという処理費用を計算しまして算出をしておるわけでございますが、今回につきましてはよそからの流入を防ぎたいという考え方を持って提案をさせていただいたわけでございます。ご理解をお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 意味はよくわかるのですがけれども、他市の方から藤岡市にごみが来るということになれば、逆に藤岡市の市内業者のごみは現在のままで、市外業者、例えば高崎市よりも160円、310円ということになれば、かなり向こうへ流れていくと思いますけれども、他市よりも積算したら高いですよということになれば、上げるような考えはないのか、その点をお聞きいたします。

議長（松本啓太郎君） 市民環境部長。

市民環境部長（塚越正夫君） お答えいたします。

今、ご質問のように、この藤岡市を取り巻く市町村も当然いろいろのところで調査を進めてごみ料金を設定しております。それと、今、申し上げましたように、算出根拠もきちんとしておるわけでございますけれども、やはりごみ料金の処理料が違ってきますと、どうしてもよそから流入されるということが懸念されるわけでございまして、そういう中で当然藤岡市のごみを藤岡市で処理をするということになればいいわけでございますが、流入されたごみを処理するということになりますと、市税を使って処理をするわけですから、これは避けたいということをおっしゃるわけでございます。藤岡市が今回130円から150円に上げさせていただくということでございますが、周りの市町村の処理料等を見ながら今後料金については考えていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第87号藤岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

## 第12 議案第88号 藤岡市火葬場条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第12、議案第88号藤岡市火葬場条例の一部改正についてを議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) 議案第88号藤岡市火葬場条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

このたびの火葬場条例の一部改正は、本市住民以外の遺体火葬料の増額と待合室使用料を徴収するためのものがございます。偕同苑の使用状況は、多野郡町村を中心とした平成14年度の使用件数は768件のうち291件が本市住民以外の使用で、全体の38%となっております。その使用件数は増加の傾向にあります。火葬料につきましては、11市の火葬料を比較検討し、本市住民以外の12歳以上の遺体火葬料3万円を3万5,000円に増額するものがございます。

次に、待合室の使用料についてであります。過去に使用料の徴収は行っておりませんでした。平成13年度の増築により火葬場使用の際の使用だけではなく、式場使用の際にも使えるようになりました。その反面、光熱水費に係る経費は増加しておりますので、本市住民以外の利用者について待合室使用料1回税込み3,150円とするため、藤岡市火葬場条例の一部改正を行うものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

12番(冬木一俊君) 議案第88号について質疑をさせていただきます。

ただいまの市民環境部長の説明によりますと、本市住民以外の12歳以上の遺体が1体につき3万円から3万5,000円になった。また、待合室の方も無料から税込み3,150円ということがございますけれども、昨年1年間で構いませんが、本市住民以外が藤岡市の火葬場を利用したのは何件ぐらいあるのか、教えていただきたいと思っております。

議長(松本啓太郎君) 市民環境部長。

(市民環境部長 塚越正夫君登壇)

市民環境部長(塚越正夫君) お答えをいたします。

平成14年度の実績でございますけれども、全体では市内が477件でございます。市外が291件で、合わせまして768件ということでございます。火葬につきましては、市外でございますけれども275体、待合室の利用件数でございますけれども、291件でございます。よろしくお願いたします。



議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第88号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第88号藤岡市火葬場条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

### 第13 議案第89号 藤岡市保育所条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第13、議案第89号藤岡市保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 議案第89号藤岡市保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

今回の主な改正につきましては、別表第2に示してあります保育園の設置者の変更によるものでございます。明星保育園が宗教法人から社会福祉法人に、あけぼの保育園と中栗須保育園につきましては財団法人から社会福祉法人に変更となったものでございます。また、保育園の位置につきましては4園の変更をさせていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定く

ださいますようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 89 号については、会議規則第 36 条第 2 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 89 号藤岡市保育所条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

#### 第 14 議案第 90 号 藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について

議 長（松本啓太郎君） 日程第 14、議案第 90 号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市民環境部長の登壇を願います。

（市民環境部長 塚越正夫君登壇）

市民環境部長( 塚越正夫君 ) 議案第 90 号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

母子及び寡婦福祉法が母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 119 号）により改正されたことに伴い改正するものでございます。今回の改正点につきましては、母子及び寡婦福祉法上に父子家庭に関する規定が加えられたため、条例上にこの

規定を用いることにするためのものがございます。

以上、簡単であります、提案の説明といたします。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第90号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第90号藤岡市福祉医療費支給に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後1時再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第15 議案第91号 藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部  
改正について

議長（松本啓太郎君） 日程第15、議案第91号藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する

条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第91号藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

栗須の郷の利用料金につきましては、行財政改革の一環といたしまして見直し、検討して、他の施設と比較した結果、料金改正をお願いするものでございます。また、あわせて現在、身体障害者への使用料の減額を規定されておりますが、同様に知的障害者や精神障害者へも適用されるように改正をお願いするものでございます。料金改定につきましては、17時以後の一般利用者の使用料を市内居住者が200円を300円に、市外居住者が300円を400円にともに100円の値上げをするものでございます。また、使用料別表に高齢者(65歳以上の者)または身体障害者手帳の交付を受けている者とあるものを身体を削除し、障害者手帳の交付を受けている者と改正させていただくものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とかえさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4番(湯井廣志君) 議案第91号の一部改正について質問いたします。

先ほどの説明で市内の一般を今現在の200円を300円、市外一般を300円を400円ということで使用料を上げるとのことでございますけれども、公の施設というのは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設でございます。地方自治法第244条には「住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしてはならない。」と示されております。市内居住者はすべて同一料金でよいのだと考えますけれども、そのような改正をする考えはないのか、お伺いいたします。

議長(松本啓太郎君) 健康福祉部長。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 回答させていただきます。

料金についての差を設けないかのご質問かと思いますが、要するに17時を通して差をつけていることがございます。その中におきまして、現在、料金の設定におきましてまず差をつけているということにつきましては、長時間入浴している方と17時以降の短時間において入浴している方、そういう方につきましてはやはり多少差をつけた方がいいのではないかという形の中で、当初そういう考えの中で料金を決めたものでございます。

また、今回お願いする関係の中で、ゆったり館とコミュニティセンター等がございますが、その中におきましては小・中学生、高齢者はゆったり館につきましては100円、一般については300円、コミュニティセンターにつきましては子供、小・中学生100円、大人については300円という形の中で終日同じ料金となっております。

以上でございます。

議 長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 先ほどの第244条の関係でもう一度質問させていただきますけれども、公の施設を使用する場合には不当な差別の取り扱いをしてはならないと示されております。料金が違うということは不当な差別に当たると思いますが、その見解をお伺いいたします。

議 長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 回答させていただきます。

先ほどと同じような回答になると思いますが、料金設定につきましては、別表の第4条関係でございますが、10時から21時の間にいらっしゃる方につきましては、一般の方につきましては400円という形で設定してございます。また、17時以降から21時までの間については300円という形で、料金設定が確かに17時以降と10時から入っていらっしゃる方と違ってありますが、やはり10時から21時の間の長時間にわたって利用される方、また17時以降から21時の間の短時間に利用される方等につきましてその辺の差をつけさせていただいてありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 私の方で質問しているのは、不当な差別に当たるとはではないのですかということを知っている、料金が幾らになりましたというような質問はいたしませんので、その点をお伺いいたします。

議 長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 再度回答させていただきます。

当然栗須の郷につきましては娯楽的要素が強い浴場でございます。また、ゆったり館については大衆浴場の利用という形の中で利用形態が違ってあります。そういう中におきまして、長時間に供する方、また短時間に17時以降の遅くに来て利用する方という形の中でやはり差をつけさせていただいてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議 長（松本啓太郎君） 清水保三君。

20 番（清水保三君） これは私もちょいちょい行くというか、利用するわけではないのですけれども行くものですから、様子を見ると、お年寄りが大変楽しく毎日過ごしているようです。今、では何人ぐらい利用していて、夜間と昼間の利用区分もわかっているかどうかわかり

ませんけれども、これによって一体収益は幾ら上がるのか、その辺のところは調べてあります。あればお答え願いたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 平成14年度決算でお答えさせていただきたいと思います。利用者数につきましては、栗須の郷につきましては年間で8万4,482人ございます。その内訳といたしましては市内が6万6,086人でございます。そのうち17時以降に来られる方につきましては1万9,522人で、29.5%の利用がでございます。また、市外の方につきましては1万8,396人、17時以降来られる方につきましては687人で、市外のうち17時以降につきましては3.7%という形の利用がでございます。

また、使用料の関係でございますが、収入といたしましては、使用料といたしまして1,434万9,700円、そのほか和室については個別に室料をいただいております。その収入といたしましては16万9,500円、またカラオケにつきましても使用料をいただいておりますが、年間で555万7,400円、合計いたしまして2,007万6,600円の収入となっております。

議長（松本啓太郎君） 清水保三君。

20番（清水保三君） 改正によって幾ら一体増えるのか。こんなわずかなもので動かす数字ではないというふうには思いますけれども、予定ではどういう数字になりますか。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） お答えさせていただきます。

17時以降が100円上がるということでございます。平成14年度決算ベースで考えますと、1万9,522人ございますので、195万2,200円が増という形になります。また、市外の方につきましては687人ということで、6万8,700円が増という予定でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

冬木一俊君。

12番（冬木一俊君） 議案第91号につきまして質疑をさせていただきますが、栗須の郷におきましては、不特定多数の方が利用できる公共施設ということで私は認識しております。今回使用料ということで市内居住者・市外居住者ということで区分されて料金が若干アップということでございますが、1点お聞きいたします。この市内居住者と市外居住者、当然栗須の郷には受付があって料金を徴収するという体制だと思いますが、どのように判断をして市内居住者と市外居住者を区分されているのかをお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) お答えさせていただきます。

栗須の郷の受付におきまして、市内であるか、市外であるかについては当然そこでお聞きした中で使用料をいただいておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

議長(松本啓太郎君) 冬木一俊君。

- 1 2 番(冬木一俊君) ただいまの健康福祉部長の答弁によりますと、自己申告制ということであるのでしょうか。自己申告制だと一つ心配なところがありまして、例えば市外居住者が市内居住者の方の名義を使って利用された場合についてはわからないというところがありますよね。その点についてどのような判断をしているのか、お伺いいたします。

議長(松本啓太郎君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(宇留間修次君) お答えさせていただきます。

栗須の郷の受付におきまして、65歳以上の方という形がまず一つあります。そのほかに市内であるか、市外であるかという形がございます。料金をいただく際におきまして、高齢者であるという身分という形の中で運転免許証を持っている方については免許証を見せていただいたりすることもございます。

議長(松本啓太郎君) 冬木一俊君。

- 1 2 番(冬木一俊君) 今回は藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正ということでございますが、藤岡市内の公共施設におきましても市内利用者・市外利用者というもので明記されたものが数多くあるわけです。特に私が身近に思っているのは清掃センターの自己搬入の部分においても同様のことが言えると思うのですが、きちりここでこういう条例を提案してくるわけですから、市内居住者・市外居住者が明確にわかるように受付でもそういう対応をしていただかないと、私はむだな心配かもしれませんが、市外居住者が市内居住者に成りかわって利用される点もあると思われるので、一つ心配な点でもう1回答弁をお願いします。

議長(松本啓太郎君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(宇留間修次君) 大変ご心配いただきましてありがとうございます。当然栗須の郷におきましても市内・市外という形の中で確定していかなければならないと思います。今後についてもその確認作業については慎重にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第91号藤岡市栗須の郷の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

#### 第16 議案第92号 藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

議長(松本啓太郎君) 日程第16、議案第92号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第92号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

現在、身体障害者への利用料金が規定されて低額で利用がされておりますが、栗須の郷で改正をお願いしたのと同様に、身体障害者だけでなく知的障害者並びに精神障害者も安い金額で利用できるように改正をお願いするものでございます。第4条の利用料金表に身体障害者手帳交付者となるのを身体を削除し、障害者手帳交付者と改正させていただくものでございます。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりました。



これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第92号藤岡市ゆったり館の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

#### 第17 議案第93号 藤岡市敬老祝金条例の制定について

議 長(松本啓太郎君) 日程第17、議案第93号藤岡市敬老祝金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 宇留間修次君登壇)

健康福祉部長(宇留間修次君) 議案第93号 藤岡市敬老祝金条例の制定について、ご説明申し上げます。

敬老年金条例は、昭和33年に施行されて以来、金額の変更の改正を加え今日に至っております。最近平均寿命の伸びとともに高齢者人口が急激に増加してまいりました。15年前の昭和63年に受給対象者2,692人が平成14年度では5,072人、年金額では1,626万円が3,207万5,000円と大きな伸びが見られております。また、経済状況が厳しく財政に及ぼす影響も大きくなってまいりました。そこで、行財政改革に

よる検討と見直しによりまして、今回敬老年金を廃止して5年ごとの節目に祝金を送る敬老祝金を制定させていただきたいと考えております。しかし、多くの高齢者に及ぼす制度改正でございますので、4年間の経過措置期間をもって対応させていただくものでございます。

内容につきましては、従来満75歳から84歳までが5,000円、満85歳以上が1万円であったものを、祝金条例におきましては満75歳と満80歳が1万円、満85歳が2万円、満90歳が3万円、満95歳と満100歳以上が5万円とするものでございます。なお、経過措置といたしまして満76歳から満79歳までの人、また満81歳から満84歳までの人へ3,000円、満86歳から満89歳までの人、満91歳から満94歳までの人、満96歳から満99歳までの人へ5,000円を次に祝金条例の規定で送る年齢に達するまでの間、最大で4年間送るものとしたものでございます。特にこの経過措置の実質4年間は事務処理が大変煩雑になりますが、高齢者の皆様に周知徹底の上、遺漏のないよう事務対応をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単でございますが、提案説明とかえさせていただきます。慎重ご審議いただきましてご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

木村喜徳君。

- 15番（木村喜徳君） 今、敬老年金条例から祝金条例ということでございますけれども、経過措置云々という話があったのですけれども、この4年間に過ぎた時点で平成15年度ベースで結構なのですけれども、敬老年金から敬老祝金に変更した場合に年度当初の予算額でどのくらいの差が出るか、ひとつお願いします。もう一つは、支給方法なのですけれども、どういう方法で考えているかお願いをいたします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） こちらの方でまず改正によりましての差というものを試算してございます。その中におきまして、まず現行と改革案の推移という形の中で、平成16年度から試算した数値を申し上げさせていただきたいと思っております。まず、平成16年度におきましては、推定数値といたしましては対象者が5,857人が現行の場合でいきますとありまして、それが改革案の中におきましては当然達したのものについてはなくなる形で5,500人となります。その支給額の差といたしましては、約250万円ほどが減という形になっております。経過措置が終わった段階におきまして節目で改革案に全部なるわけです

が、その際、平成20年の数値を申し上げますと、まず従来の形でいきますと6,865人が高齢者人口という形の中で対象となりますが、改革案によりまして1,541人という形が推計されます。支給額の差でいきますと、2,300万円ぐらいが減額になる予定となっております。

あと支給方法につきまして説明させていただきます。現在、事務局の方で考えておりますのが、現行におきまして75歳から90歳までの方については、各公民館の方に広報を通じまして来ていただいております。また、90歳以上の方につきましては、各訪問してお配りしている状況でございます。今回改正につきましても対象者につきましては90歳以上の方については訪問という形の中で考えております。その他につきましては、従来どおりの形で各対象者にはご通知申し上げまして地区の公民館の方へ来ていただく、そのような形の中で考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（松本啓太郎君） 木村喜徳君。

- 1 5 番（木村喜徳君） 経費削減ということからこういう手法に出たのだとは思いますが、年間2,300万円からの経費が節約できるということはよいことなのか、悪いことなのかちょっと判断がしにくいところがございます。支給方法ですけれども、75歳から90歳まで公民館に取りにいていただくということは、これは非常に人数も多いことなので、すから仕方ないとは思いますが、いずれにしても75歳から90歳、高齢者ですよね。昨年度は美土里地区の方なのですけれども、公民館において転倒して事故を起こし、今年度も自転車で帰りに倒れて足を骨折したような話を聞きます。そういう面から支給方法を各地区の区長なりいろいろ福祉関係の役員がいますよね。そういう方を通してなるべく高齢者の方々が公民館まで出向かないで受け取る方法をひとつ考えていただきたいのですが、そういう方向性の考え方をしていただけるかどうか質問いたします。

議 長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 大変貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございます。

確かに公民館へ行く間の事故等の報告を受けてございます。そうした中で今後支給方法につきましては、先ほど木村議員の方からご意見があった区長を通してとか、地区の方を通してとかそういう形も今後検討し、当然そういう際につきましては区長会また民生委員とかいろいろな方法がございますが、いずれにいたしましても、各団体と協議しなければならぬ事項でございますので、十分今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

湯井廣志君。

- 4 番（湯井廣志君） この議案第93号の敬老祝金条例の制定について質疑いたします。

この敬老祝金というのは、お年寄りにとっては非常に楽しみにしている一部でございます。今回の祝金の条例の改正でちょっと調べたところ、例えば84歳まで長生きしたと仮定しまして、旧条例は75歳からだから5,000円の10回で5万円いただいておりますけれども、改正によりますと75歳と80歳で1万円、ほか3,000円ということでトータルすると4万4,000円ということで、このお年寄りの楽しみを6,000円も奪ってしまうわけでございます。これは行財政改革の一環としてやるわけだという説明はわかりますけれども、この福祉の見地に立ってみて現在の祝金と同額でもらえるような考えはないのか、お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） 湯井議員の質問にお答えさせていただきます。

確かにこの敬老祝金の関係についてはいろいろ議論がされました。当然高齢者に対するそれらの、今、議員が言われたように大変楽しみにしている方もございます。そうした意味におきまして当然この議論はしておりました。ただ、市の厳しい財政状況の中で、他市の状況につきましても節目でやっている市も相当ございます。そうした中におきまして、まず経過措置を設けたのもそういう関係で、一遍に節目にやった場合については、当然お年寄りの方々に大変与えるものもでございます。そういう形の中でまず経過措置を設けたということでございます。また、今後につきましては敬老祝金という形の中で進めるわけですが、その節目、節目の金額を上げて今回上程させていただいているものでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 行財政改革の一環というのは理解できますけれども、この減額について、例えば先ほどの説明で平成16年度50万円の減ということで、この年寄りの減らした金で何にこのお金を使うのか、その点をお聞きいたします。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） お答えさせていただきます。

財政的にはこの減らした分をどうのという形は、当然一般財源の中における処理でございますので、この減った分がどこということではございませんが、今後少子化対策という形の中でファミリーサポート事業とか、またほかの事業も考えております。そうした中におきまして総合的な中での高齢者対策、また少子化対策等について取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4番（湯井廣志君） 私の方で最後にお聞きいたしますけれども、75歳以上の人に減額するそ

の金をこういうふうに使おうというのを広報ではっきり流していただきたいのですが、その点をお伺いいたします。

議 長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（宇留間修次君） 先ほど申しましたとおり、この減額になった金額につきましては、当然一般財源という形の中で対応しております。この祝金そのものの制度につきましても当然国・県等の補助金制度ではございません。当然一般財源の中における取り組みという形でございますので、この減額分をどこという形の中で広報等に知らせるという形についてはなかなか難しいものがあると思いますので、よろしくご理解いただきたいと思ます。

議 長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第93号については、お手元に配付してあります議案付託表のとおり教務厚生常任委員会に付託いたします。

#### 第18 議案第94号 工事委託契約締結の議決事項の変更について

（藤岡市公共下水道事業新立石樋管新設工事）

議 長（松本啓太郎君） 日程第18、議案第94号工事委託契約締結の議決事項の変更について（藤岡市公共下水道事業新立石樋管新設工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。上下水道部長の登壇を願います。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） 議案第94号工事委託契約締結の議決事項の変更について（藤岡市公共下水道事業新立石樋管新設工事）について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第96条第1項第5号及び藤岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき変更議決をお願いするものでございます。本議案は、平成14年9月の定例議会において議決をいただき、平成14年12月2日付で国土交通省と契約を締結したものでございます。

今回の変更は、県道中島 - 新町線において樋管工事を片側交通での施工計画を全面交通に変更するために要する機材等の増によるものでございます。変更額につきましては、1,600万円を増額し、2億7,600万円に工事委託契約の変更をお願いするものでござ

います。このため歩行者の安全確保、通行車両の交通の不便の緩和を考慮した工事施工がなされるわけでございます。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 議案第94号の立石樋管の契約についてお聞きいたします。

変更前が2億6,000万円、変更後が2億7,600万円ということで1,600万円増額ということで議案で出てきておりますが、これは既に契約して工事進行中の立石樋管の国土交通省委託金額ということで行われましたけれども、当初片側通行で工事を行おうとしたが、県道中島 - 新町線は交通が激しいので両面通行に変更したので増額になるという説明でございました。工事というものは、発注前には十分現地を調査して詳細な設計をして、また委託するものでございますけれども、当然調査時点で交通が激しいぐらいの想定はできたと思っております。どうして増額になるのかよく理解できません。この事前調査をきちんと行ったのかどうか、また増額の理由をもう1回詳細に説明をしていただきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 上下水道部長。

（上下水道部長 堀口 寿君登壇）

上下水道部長（堀口 寿君） お答えを申し上げます。

議員のおっしゃるとおり事前に調査はしてございました。工事の途中におきまして地元の区長あるいは企業の方から大分混雑をするということで、今回変更をお願いするわけでございます。また、あそこの道路につきましては企業があります。そのほかに高崎方面の方から側道を伝わってあの道路に入ってくるということで、トレーラー等非常に混雑するというところでございます。私どもはこのほかに水道工事を片側通行でやりました。そのときにもそういう苦情等がございまして、そういうことで変更させていただきました。

内容につきましては、深さ6メートルの掘削をいたします。その周りに10メートルの6メートル50という鋼矢板を打ちます。その鋼矢板の中に切り梁、腹起こし、あるいは火打ちというものをしまして、その上に覆工をかけて25トン車両が通行できるような構造の工事でございます。そういうことで非常にこれができる緩和されるということでございます。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

4 番（湯井廣志君） 今の説明を聞きますと大体内容等はわかりますけれども、事前にそのような変更ならばきちんと当初から入れられたのではないのかとっております。きちんと事前調査をしたのか、その点お伺いいたします。

議長（松本啓太郎君） 上下水道部長。

上下水道部長（堀口 寿君） お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたように、事前調査をしまして、その工事の途中で地元の企業あるいは区長の方からあって変更するというところでございます。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第94号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第94号工事委託契約締結の議決事項の変更について（藤岡市公共下水道事業新立石樋管新設工事）、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

第19 議案第95号 市道路線の廃止について

議案第96号 市道路線の認定について

議長（松本啓太郎君） 日程第19、議案第95号市道路線の廃止について、議案第96号市道

路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第95号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げます市道路線の廃止は、2件68路線でございます。初めに、市道3390号線でございますが、上大塚地内の株式会社藤岡トゥエンティの敷地を分断する形で東西に延びている道路であります。市道7431号線でございますが、保美地内の宝明興業株式会社及び東明興業株式会社の敷地を分断する形で延びている道路であります。この二路線については地元区長及び隣接地所有者の承諾書を添えた廃止申請がありましたので、それに基づき路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、そういったための道路であります。

次に、市道223号線、市道3411号線、3420号線、市道5158号線、5160、5176号線、5641、6322、6324、6326、6667、6674、6675号線、市道7062号線、7096号線、7100号線、市道7105号線から7149号線、市道7152号線から7155号線及び市道7162号線でございますが、土地改良事業地内の路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

続きまして、議案第96号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。今回ご提案申し上げます市道路線の認定は、5件89路線でございます。初めに、市道4668号線、市道4669号線、市道6683号線、市道6684号線、市道6685号線及び市道7556号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。

次に、市道3390号線及び市道7431号線でございますが、廃止申請に伴い、残された路線の認定であります。

次に、市道1360号線でございますが、藤岡市中土地区画整理事業による新設道路であります。

次に、市道223号線、市道2489、2490号線、市道3411、3719号線、市道5158、5160、5176、5641、5643、5644号線、市道6322、6324、6326、6667、6674、6675号線、市道6686から6718号線、市道7062、7096、7109、7139、7147、7155、7162号線、市道7557から7578号線でございますが、土地改良事業に伴い路線の再編成の必要が生じたための道路であります。

次に、市道3720号線でございますが、一般県道下栗須 - 馬庭停車場線バイパス供用



開始による旧道が藤岡市に移管されましたので、市道として認定するものであります。

以上、5件89路線を管理していくに当たり路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第95号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第95号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

議案第96号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

茂木光雄君。

9 番（茂木光雄君） 議案第96号ですけれども、今回80路線の市道受け入れという形で認定をしたいというふうになってきていますけれども、藤岡市の受け入れ基準、いわゆる道路の幅、側溝、舗装全部、この80路線はすべて完備された中での受け入れというふうに解釈できるのでしょうか。また、もしそうでないとなれば、この中で例えば早急に整備をしなくてはならない道路があるのかどうか、よろしく願いをいたします。

議 長（松本啓太郎君） 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) お答えをさせていただきます。

80路線すべてが受け入れ基準に合っているかという話でございますけれども、提案理由の説明の中にありましたように、市道の受け入れ基準に合ったもの、受け入れ基準に基づいて市が寄附を受けたもの、それから路線の一部を廃止して再編成して認定するもの、それと土地改良事業によって認定をするもの、新しくできた道路について認定するもの、それから県道のバイパスが供用開始になりまして、旧道が藤岡市に移管になった、そういうもの等それぞれ理由は違います。基準とすれば受け入れ基準に合っているものは、開発あるいは昭和60年以前のもの、そういうものについてだけでございます。

以上です。

議長(松本啓太郎君) 茂木光雄君。

9番(茂木光雄君) 今の部長の答弁ですと、すべて基準に合ったものはすべて受け入れるのだ。

ですから、それについて例えばの話、早急に舗装しなければならないとか、側溝をつけなくてはならないとか、そういった整備を要するものがあるのか、ないのかという確認はしないまま、とにかく基準に合っていればすべて盲目的に受け入れて、まず市としては市道として認定が先だ、そういう答えでよろしいのですね。

議長(松本啓太郎君) 都市建設部長。

都市建設部長(須川良一君) お答えをさせていただきます。

認定をして整備が必要なもの、そういうものも受け入れ基準の中には、受け入れ基準そのもので受け入れたものについては整備の必要のないものでございます。ただ、第3条の特例、それにつきましては整備が必要なものもでございます。要望に基づいて今後整備をしていきたいというふうに思います。

議長(松本啓太郎君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第96号については、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。よって、議案第96号については委員会付託を

省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第96号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

## 第20 議案第97号 平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)

議長(松本啓太郎君) 日程第20、議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願います。

(市長 新井利明君登壇)

市長(新井利明君) 平成15年度藤岡市一般会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、第1条で示しましたとおり、歳入歳出それぞれ4,018万円を追加し、189億1,221万2,000円とするものであります。当初予算と比較しますと、3.7%の伸びとなっております。

次に、第2条の債務負担行為であります。第2表のとおり、追加としてごみ収集業務委託費の1件であります。

次に、第3条の地方債であります。第3表のとおり、追加として緑町線街路事業の1件であります。

細部については助役より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長(松本啓太郎君) 助役。

(助役 関口 敏君登壇)

助役(関口 敏君) 続きまして、事項別明細について歳出から主なものをご説明申し上げます。

最初に、人件費につきましては、人事院勧告等により給料や手当等を費目ごとに調整し、総額で8,193万4,000円を減額するものであります。

第2款総務費では、第1項総務管理費、第9目企画費の多野藤岡地域任意合併協議会負担金で878万1,000円を追加。

第3款民生費では、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費の国保保険基盤安定制度

繰出金で4,222万円、第3目知的障害者福祉費の知的障害者施設訓練支援費等で1,831万6,000円、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の障害児学童保育所建設事業で348万円をそれぞれ追加。

第4款衛生費では、第1項保健衛生費、第1目保健総務費の多野藤岡医療事務市町村組合企業債元利償還及び緊急医療負担金で3,234万1,000円を減額。

第8款土木費では、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費の市道維持補修工事等で3,257万6,000円、第4項都市計画費、第4目街路事業費の緑町線街路事業で2,405万5,000円をそれぞれ追加。

第9款消費費では、第1項消防費、第3目消防施設費の消火 設置負担金等で613万4,000円を追加。

第10款教育費では、第6項社会教育費、第9目文化財発掘調査費の藤岡南部地区遺跡群発掘調査事業で500万円を追加するものであります。

続きまして、今回の補正財源となります歳入の主なものを申し上げます。第12款国庫支出金では、国庫負担金で2,881万2,000円を追加。

第13款県支出金では、県負担金で2,079万8,000円を追加、県補助金で706万9,000円を減額。

第16款繰入金では、介護保険事業勘定特別会計繰入金で132万7,000円を追加、減債基金繰入金で2,368万7,000円を減額。

第19款市債では、緑町線街路事業債で920万円を追加するものであります。

以上が説明の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 補正第3号について市長に1点だけ伺います。

171ページ、合併推進事業の908万6,000円、今現在、任意合併協議会に参加をしてこの協議をしていきますという表明をしているところは1市2町です。それで1市2町でも市長は任意合併協議会を立ち上げて、肅々と合併に向けて1市2町でもやるのか、やらないのか、そういう意思があるのか、この点1点だけ質問いたしますから、そのことに対して明確に市長の所見を伺います。

議 長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市 長（新井利明君） 佐藤議員のご質問にお答えします。

負担金としては1市2町で三つで割った金額ということでございますが、今、参加ということで二つ、吉井町・鬼石町から参加の意思をいただいております。ただし、新町の町長から参加できないという返事はいただいておりますが、この議会の中でもお諮りしました、皆さんと協議した中で1市3町という枠組み、これについてまだまだ十分余地はあるというふうに考えております。また、感じております。そういう中で、1市2町であってどうするかということにつきましては、まだ合併問題調査特別委員会の皆さん、そしてまた議会の皆さんとの協議を全然しておりません。私としましては、この1市2町であっても合併に向けて努力していきたいというふうには感じておりますが、今後の協議ということにさせていただきたいと思っております。

議 長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

8 番（佐藤 淳君） 今、答弁していただいたのですけれども、合併問題調査特別委員会ですか、こちらの意向等も踏まえてということなのですかけれども、そうしますと、これは例えば合併問題調査特別委員会の方で1市2町ではだめだよということになりますと、それらのことによって市長の基本的な考え方が1市2町ではだめだ、あるいは1市1町ではだめだということになると、ここにこういうふうに予算を計上してくる意味がどうなのでしょうと思うわけです。当然1市3町で目指すのだけれども、とりあえず新町がこういう状況の中ですから、最終的には1市3町で目指すのだけれども、きちんと1市2町でも任意合併協議会を立ち上げて粛々と1市3町を目指して、今現在は1市2町でもきちんとこの任意合併協議会を立ち上げてやるのか、やらないのかというところをお聞きしたかったのですけれども、ちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれないけれども、1市2町でも粛々と任意合併協議会を立ち上げてやるのか、やらないのか、この点を明確にいま一度答弁していただけますか。

議 長（松本啓太郎君） 市長。

市 長（新井利明君） 1点訂正をさせていただきたいと思っております。

先ほどの私の答弁の中で、1市2町の割った負担金と言いましたけれども、1市1町で負担する金額を上程させてもらっておりますが、1市2町で任意合併協議会を立ち上げ、そこで協議をし、また新町の対応を待ち受ける。当初から扉を閉めずに待つという姿勢は崩さないでいきたいと思っております。

議 長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

1 2 番（冬木一俊君） 議案第97号平成15年度藤岡市一般会計補正予算（第3号）について質疑をさせていただきます。

171ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第9目企画費の中で、先ほど佐藤議員の方から質問がありましたように、関連がありますので質問をさせていただきますが、

この合併推進事業というものは、先ほど市長の答弁にあったように、あくまでも1市1町のための908万6,000円だというふうに認識しております。議会につきましては1市3町ということで合併の特別委員会の中で議論をされ、それを受けて執行部が議会の意見を尊重され、現在のような状況になっているというふうに認識しております。先日、新聞紙上でも拝見いたしましたが、新町が任意合併協議会への参加はしない旨の回答が藤岡市にあったというものを受けて、1市3町の枠組みがただいま市長の方からまだまだ可能性があるというふうにお聞きしましたけれども、どんな可能性があるのかというふうに疑問があるので、まずその点を1点説明願います。また、高崎市から任意合併協議会の申し入れがあったというようなお話も聞いておりますので、どのような高崎市から申し入れがあったのか、議会に報告をしていただきたいと思います。

それと、177ページの第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費の中の障害児学童保育所建設事業の中の第13節設計委託料185万円、第14節土地借上料163万円であります。この土地借上料というのはどのような契約で総額幾らくらいになるのか、教えていただきたいと思います。そもそもこの土地につきましては、第二小校区の児童館建設予定地であったというわけですけれども、行財政改革や経費削減が目的ということで事業そのものが中止決定されました。それを受けて神流小校区においては970万4,000円を損害賠償金として迷惑を地権者にかけてということで議決を得て支払われております。今年の3月議会において今回の土地であります第二小校区の土地、今後どのようなのかという私の質問の中で、3月31日をもって解除したい旨の答弁がありました。議会答弁をどのように考えているのか、担当部長にお伺いします。

議長（松本啓太郎君） 市長。

（市長 新井利明君登壇）

市長（新井利明君） 冬木議員のご質問にお答えいたします。

新町の動向でございますが、先週新町の商工会の皆さんが来られまして、新町商工会の中で合併に対する研究会というものが立ち上がりました。そういう中で、今後とも商工会が中心となっているいろいろな新町にある各団体に対しても働きかけながら藤岡市に対する合併に向かって努力したいので時間をくださいという話もございましたので、もう少し市としては扉を閉めるということではなくて、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

また、高崎市からの任意合併協議会の働きかけということでございますが、これは都市連携会議のメンバーに対しまして任意合併協議会に参加を依頼したいということで書類を持って高崎市の方から来られました。それについてまだ返事は保留というか、まだ期限前でしたので返事はしてございません。

以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 健康福祉部長。

（健康福祉部長 宇留間修次君登壇）

健康福祉部長（宇留間修次君） まず、契約につきまして回答させていただきます。

現在、契約が結ばれている関係につきましては、平成14年1月1日から平成43年3月31日の間の契約となっております。ただ、これにつきましては、先ほど冬木議員の方からご質問がございましたが、3月におきます答弁、また前回の9月決算特別委員会におきましても反町議員から、その後どういう形の中でやっているかのご質問を受けた中で、現在、合意解除について交渉中であるという形の回答はさせていただいております。その後、議員説明会においても説明させていただきましたが、この障害児学童保育につきましては、まず教育委員会におきまして市外に通学されております養護学校の児童に対する義務教育期間における送迎という形の中で、スクールバスをどうするかという問題から端を発してございます。そうした中におきまして、当然3月におきましてはスクールバスという形の中で対応となっております。そして、今年度に入りまして、まず障害児学童保育という形の関係につきましては、先ほど申し上げましたとおり、スクールバスをするに当たって障害児の父兄の方々と話し合いがされまして、スクールバスをするよりもぜひ学童保育をやっていただきたいという形の要望がございました。そうした中におきまして検討会を設けまして、それではその要望についてどういう形でやるかという中で検討させていただいた中で、では障害児専用の学童保育をまず暫定的に北ノ原幼稚園の2階におきましてやるという形の中で、これは議員説明会で申したとおりでございます。

そうした中におきまして、まず夏休みの期間を利用できるという形の中で7月に開所し、7月・8月夏休み期間が終わりまして、9月に入りまして通学という形で実際に動きがございました。そういう中におきましてやはり学童保育に通える児童と、また使いたくても使えないという児童が実際に9月に入りまして学校へ行くということによりまして、さらに保護者の方につきましてはぜひ車いす等につきましてもやっていただきたいというような要望が高まっております。それで、9月の決算特別委員会の中でも今、交渉中という形の中で話させていただきましたが、それ以後におきまして当然学校が始まったということで、実際に障害者を持つ保護者の方が切実に預けられる人とまた預けられない者という形の中で出てきまして、より強い要望となってきました。そういう中におきまして、10月になりましてそれらの知的障害者・身体障害者の方々とともに学童保育という形の中で預けられるような施設を設けなければならないという形の中で、まず県の方に障害者学童保育所を建設するに当たっての補助金についても照会させていただきました。そうこうするうちに県の方におきましても10月半ばごろでしたか、補助金対象という形の中で

きるというような回答をいただきましたので、今回計画をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

(「休憩願います」の声あり)

議長 (松本啓太郎君) 暫時休憩いたします。

午後2時20分休憩